

I 滝沢市学校教育目標

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

- 1 豊かな心を持ち、人間としてよりよく生きようとする子ども
- 2 ものごとを深く考え、真理を追究する子ども
- 3 健康や安全に気を配り、たくましい気力・体力をもつ子ども

II 第1次滝沢市総合計画 前期基本計画

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市学校教育目標「明るく かしこく たくましい子ども」を育成するため、「第1次滝沢市総合計画前期基本計画」の政策「一人一人が学ぶよろこびを実感できるまちを目指します」に基づいて施策・事業を推進する。

政策5 一人一人が学ぶよろこびを実感できるまちを目指します

【政策が実現できたときの状態】

市民一人一人が生涯にわたって、学び合い、教え合い、学んだ成果を活かし合うことにより、人や地域とのつながりの創出と伝統文化の継承が図られ、心豊かで健康な社会生活を過ごし幸福感が育まれている状態を目指します。

基本施策5-2 学校教育の充実

5-2-1 確かな学力を育む教育の推進

【施策を構成する主な事業】

- 1 滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業
- 2 学力向上・指導力向上事業、ラーニング・サポーター・プロジェクト事業
- 3 学校司書設置事業

【政策が実現できたときの状態】

- 1 「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」を通して、小中学校間で教科指導と生徒指導の連携が図られている。
- 2 校内における研修会の充実により、わかる授業の実現が図られている。児童生徒の学習意欲が高まり、学習内容の基礎・基本が確実に定着している。
- 3 図書館環境が整備され、読書活動の充実が図られている。

5-2-2 豊かな人間性や社会性の育成

【施策を構成する主な事業】

- 1 総合的な学習の時間推進事業
- 2 滝沢市小中学校復興教育支援事業
- 3 国際理解推進事業
- 4 就学指導事業、特別支援教育支援員設置事業
- 5 不登校児童生徒解消対策事業、あったかハート支援員配置事業、魅力ある学校づくり調査研究事業

【政策が実現できたときの状態】

- 1 総合的な学習の時間等において、探究的活動や地域の特性を生かした活動等に積極的に取り組んでいる。
- 2 児童生徒一人一人がかけがえのない人間として大切にされ、自己存在感と好ましい人間関係が育まれている。
- 3 小学校においては、外国の言葉、習慣、文化、日本との違い等を理解している。中学校においては、「聞くこと」「話すこと」等、英語のコミュニケーション能力の基礎が養われている。

- 4 特別の支援を必要とする児童生徒は、それぞれの発達障がい等に応じた適切な指導を受けることができる。
- 5 児童生徒間の人間関係、教師との人間関係、授業、部活動等に起因する不適応がない。
学校の教育活動等だけでは改善が困難な事例については、適応指導教室や関係機関等の連携による手立てが講じられている。

5-2-3 健康・安全活動の支援

【施策を構成する主な事業】

- 1 学校保健事業
- 2 学校医等設置事務
- 3 学校安全体制整備推進事業

【施策が実現できたときの状態】

- 1 児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。
- 2 児童生徒の体位・体力が調和して発達している。
- 3 児童生徒が安全に登下校することができる。
- 4 緊急事態の際、迅速に保護者に対して情報提供や連絡を伝えることができる。

III 滝沢市学校教育指導方針

【施策5-2-1 確かな学力を育む教育の推進】

1 学習意欲の高揚と基礎・基本の確実な定着を図る学習指導の充実

- (1) 中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的取組を進める「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」により、児童生徒の生きる力を育成する。
- (2) 市内にある盛岡大学との連携により、大学生を活用した「ラーニング・サポーター・プロジェクト事業」を実施し、児童生徒の学習に係るつまずきの解消や意欲の向上を図る。
- (3) 学校司書設置事業を実施することで、一定規模以上の小学校における読書環境を整え、学力の基盤となる「読む力」の向上を図る。
- (4) 「国際理解推進事業」を実施し、定期的にALTが訪問指導を行うことで、児童生徒に英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るとともに、英語に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。小学校高学年における外国語活動必修化に伴い小学校訪問を充実させる。

2 学力向上を目的とした教員研修の充実

- (1) 市指定として、滝二中学区（滝二小、滝東小、滝二中）の公開研究会を開催し、小中連携の取組に係る学校の課題解決に向けた研究の成果を普及する。
- (2) 岩手県学習定着度状況調査学力検査、NRT検査等を有効に活用して児童生徒の基礎・基本の定着状況の把握に努め、各教科等の指導・授業改善に生かすとともに、学力向上に向けた校内のPDCAサイクルの構築を図る。

【施策5-2-2 豊かな人間性や社会性の育成】

1 豊かな人間性をはぐくむ道德教育の充実

- (1) 学校教育活動全体を通じて道德教育の充実に努め、「生命を尊重する心」「他人を思いやる心」「目標に向かって粘り強くやり遂げる心」等、児童生徒の「生きる力」の核となる豊かな人間性をはぐくむ。
- (2) 「道德教育地区公開講座」を実施し、保護者や地域の方々に道德教育の大切さを理解していただきながら家庭と地域の協力と支援の下で道德教育を展開する。

2 自己存在感・好ましい人間関係をはぐくむ学級・学年経営の充実

- (1) 学級・学年経営の充実に努め、児童生徒一人一人が、かけがえのない人間として大切にされ、頼りにされていることを実感できるようにする。
- (2) 滝沢市いじめ防止等の基本的な方針のもとに、滝沢市いじめ防止等対策協議会を設置し、いじめ防止について総合的な対策を推進するとともに、関係学校、家庭、地域、関係機関等との連携に努め、児童生徒の自立心や規範意識を高めることにより、いじめや非行等の問題行動を未然に防止する。

3 体験的な活動を位置付けた総合的な学習の時間の充実

- (1) 総合的な学習の時間等において、国際理解・環境・福祉・健康・食育などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特徴に応じた課題や復興教育等の体験的な活動の充実に努め、他者や社会と共に生きる自分への自信をはぐくむ。
- (2) 「滝沢市小中学校復興教育支援事業」により、被災地における小中学校との交流活動や防災教育の充実に努め、3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」を育てる。

4 児童生徒の適正な就学指導の推進と特別支援教育の充実

- (1) 校内就学指導体制の機能の充実と市就学指導委員会との連携に努め、児童生徒の適正な就学指導を推進する。
- (2) 「特別支援教育巡回相談事業」を拡充し、LD、ADHD、高機能自閉症を含む特別な支援を必要とする児童生徒に係る生活・学習上の課題の改善・克服に努める。
- (3) 個別の指導計画に基づく指導の充実と特別支援教育担当者等を対象とする研修の充実に努め、特別な支援を必要とする児童生徒が障害に応じた適切な指導を受けられるようにする。
- (4) 幼稚園・保育園との連携に努め、小1プロブレム対策や適切な就学指導の推進に努める。

5 不適応児童生徒に対する指導の充実

- (1) 自己存在感と好ましい人間関係に配慮した指導の充実に努め、いじめや友人関係など「児童生徒間の人間関係に起因する不登校」、先生が嫌いなど「教師との人間関係に起因する不登校」、学習内容が分からないなど「授業に起因する不登校」、クラブ・部活動についていけないなど「クラブ・部活動に起因する不適応」を未然に防止する。
- (2) 校内教育相談体制を確立するとともに、県配置によるスクールカウンセラーを活用して不適応児童生徒が自らの力で主体的に歩み出せるような環境をつくり、社会的自立や学校復帰に向けて支援する。
- (3) 「不登校児童生徒解消対策事業」及び「あったかハート支援員配置事業」を実施し、個々のケースに応じて家庭環境や保護者の養育態度の改善を含めた総合的な適応指導に係る取組を関係機関と連携し組織的に推進する。
- (4) 「魅力ある学校づくり調査研究」事業を実施し、学校不適応児童生徒の未然防止と初期対応の在り方について、指定校を中心に取組を進め、市内各校に普及・拡大する。
- (5) 小・中学校、関係機関との連携に努め、学校のみでの対応では解決が図れない家庭環境や保護者の養育態度を含む困難な事例に適切に対応する。

6 適応指導教室の運営の充実

- (1) 児童生徒に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校若しくは不登校傾向を有している児童生徒の精神的・社会的自立を促す。
- (2) 児童生徒の保護者に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校若しくは不登校傾向を有している児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。
- (3) 各学校、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、あったかハート支援員等との連携に努め、不登校若しくは不登校傾向を有している児童生徒の問題を解消する。

【施策5-2-3 健康・安全活動の支援】

1 調和のとれた体位・体力の発達促進と健康、安全、給食指導の充実

- (1) 学校保健安全計画の見直し、交通安全教室等による指導、スクールガードによる不審者対策、通学路の安全点検、火災や地震などの災害等、緊急時における安全対策の充実・改善に努め、学校の安全・安心を確保する。
- (2) 児童生徒の健康診断の実施や学校環境衛生検査等を実施し、児童生徒が健康かつ安心して学ぶことができるようにする。
- (3) 栄養職員等と連携しながら給食指導を充実するとともに、家庭や地域と連携して児童生徒の体力づくりを推進することにより、児童生徒の望ましい食習慣と健全な発育を促進する。
- (4) 通学路の安全が図られるよう通学路安全推進会議を設置し、通学路の点検・整備等に関係各課との連携により行う。「学校安全体制整備推進事業」により、各校・PTA・地域・関係機関が連携し、スクールガードによる不審者対策の活動を推進する。